

平成17年3月2日

各位

株式会社 みずほ銀行

ICキャッシュカード取引時の生体認証による本人確認手法の導入について

株式会社みずほ銀行（頭取：杉山清次）は、キャッシュカードのセキュリティ強化策として、ICキャッシュカード取引時における生体認証（バイオメトリクス）を活用した新たな本人確認手法の導入を決定いたしました。

生体認証方式については、認証スピード、認証精度、お客さまの利便性等を総合的に評価し、指静脈認証方式を採用することといたしました。

当行では、3月7日（月）より、セキュリティ向上の一環としてICチップを搭載したキャッシュカードを発行いたしますが、併せて生体認証を導入することにより、偽造被害への対応をより強化するとともに、盗難等による不正な預金引き出し防止についても対応してまいります。

なお、生体認証情報は、お客さまご自身のICキャッシュカードのICチップ内に保管する方式を予定しております。

導入時期については、平成18年上期のサービス開始を予定しております。

偽造キャッシュカード問題に対しては、上記セキュリティ向上対策に加え、以下に記載の対策等に取り組んでおります。

(1)生体認証の導入をはじめとしてセキュリティ強化を一層推進していくとともに、「被害が生じた場合の補償対応」についても真摯に取り組んでおります。

被害にあわれたお客さまに対しては、被害状況を確認させていただき、お客さまのカード・暗証番号の管理状況に問題がないと確認できた場合には、犯人逮捕の如何に関わらず、補償について真摯に対応させていただきます。

(2)異常な取引を早期に発見できるよう、この3月下旬よりモニタリングを開始する予定です。

(3)キャッシュカード盗難保険については、すでに「みずほマイレージクラブ」において提供しておりますが、偽造を対象とする保険についても導入を検討中です。

以上